



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(一世帯10万円給付)について

昨年11月19日に閣議決定された

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、さまざまな

困難に直面した方々が、速やかに

生活・暮らしの支援を受けられる

よう住民税非課税世帯などに対し

て、1世帯あたり10万円の給付金

### ◆支給対象者

左記①または②の要件を満たす

世帯の世帯主が対象です。ただし、

世帯全員が市町村民税均等割が課

税されている者の扶養親族などで

ある場合は支給対象外となります。

### ①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)にお

いて、世帯全員の令和3年度の市

町村民税均等割が非課税である世

### ②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家

計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世

### ③世帯主

## ◆支給額

1世帯あたり10万円

## ◆支給手続き

### ①住民税非課税世帯

住民税課税情報をもとに、対象者と思われる方に案内チラシと確認書を送付しています。

### ◆確認書の内容を確認のうえ、課税者の扶養になつていらないなどの要件に該当する場合は、必要事項

を記入し、返信用封筒にて担当窓口へ提出してください。後日、確認書に記載された指定口座へ振り込みます。

### ◆申請書類

申請者の本人確認書類の写し(免

許証や保険証などの写し)

・振込先口座の確認書類(通帳の

写しなど)

・家計急変世帯の場合は、収入見込み額の申立書および令和3年1月以降の任意の月1カ月分の

所得のわかる書類(給与明細書など)

・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書

・基準日の翌日以降に住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている旨の決定通知書

・お問い合わせ・届出

○お問い合わせ・届出

本府健康福祉課福祉係

4312124

※お問い合わせ・届出

9月30日(金)

※確認書に指定された口座を変更する場合や口座登録がない方に

ついては、本人確認書類の写しや振込先口座の確認書類の写し

の添付も必要となります。

②家計急変世帯

もしくは担当窓口および社会福祉協議会の窓口で取得し、必要な書類を添えて、担当窓口へ提出してください。申請内容を審査のうえ、申請者指定口座へ随時振り込みます。

※窓口での申請の場合は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、発熱時を避け、感染対策(マスク着用・手指消毒など)をしっかりと行ってください。

児童とともに避難している方で、事情により今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方につきまして、所定の手続きをしていただくと、支給対象者に該当した場合は給付金を受けとることができます。

## ◆手続きの方法

### 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」に必要事項を記入し、左記のいずれかの書類を添えてお住まいの給付金担当窓口に提出してください。

・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書

・基準日の翌日以降に住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている旨の決定通知書

・お問い合わせ・届出

○お問い合わせ・届出

本府健康福祉課福祉係

4312124

※お問い合わせ・届出

9月30日(金)

※確認書に指定された口座を変更する場合や口座登録がない方に

ついては、本人確認書類の写しや振込先口座の確認書類の写し

の添付も必要となります。

②家計急変世帯

・お問い合わせ・届出

○お問い合わせ・届出

本府健康福祉課福祉係

4312124

※お問い合わせ・届出

9月30日(金)

※確認書に指定された口座を変更する場合や口座登録がない方に

ついては、本人確認書類の写しや振込先口座の確認書類の写し

の添付も必要となります。

③世帯主

・お問い合わせ・届出

○お問い合わせ・届出

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係